

くらし、ビジネスを支える
エネルギーパートナー

自家発電装置
総合カタログ

TOKYO
ELECTRIC
INDUSTRY
CO.,LTD.



自家発電装置の

株式会社 東京電機

自家発電装置 (キュービクルタイプ全自動自家発電装置)

消防法により、消火栓、スプリンクラー、排煙設備等の消防設備とともに、これを働かせる消防法適合の自家発電設備の設置が義務づけられています。これらに対処して、万一の場合には確実に作動する信頼性ある製品づくりに積極的な姿勢でとり組み、また、環境にも考慮してシリーズを完成させております。防災用、非常用の他に、コンパクトジェネレータ等、5kVA～2000kVAまでの各機種をとり揃えて、いろいろな条件に応じてご自由に選択できるよう準備しております。

- 制御回路をマイコン化、性能を一段とアップ。
- 環境に優しいエコモード搭載・難燃性エコケーブル採用
- 蓄電池はメンテナンスフリータイプを標準装備
- 耐食性、耐候性に優れた亜鉛メッキ鋼板を使用

1 軽量・小形 キュービクルタイプ

運転に必要な装備をすべてキュービクル内に収納し、めんどろな配線・配管や特別な基礎工事が不要で、きわめて狭い据付面積で設置できます。

2 専用発電機室が不要

消防法に基づいて製作されたキュービクルタイプの自家発電設備のため、発電機室を設ける必要がなく、機械室の片隅や屋上などに手軽に設置できます。

3 すぐれたモータ始動性能

エンジンと発電機の最適マッチングにより、負荷変動に対する即応性にすぐれ、大容量のモータ始動に適しています。

4 環境に優しいエコモード(定期保守回路)

従来非常用発電設備の自動保守運転回路は、5分間のエンジン無負荷運転を行っていましたが、新型はエンジンを起動しないで、セルモータによるプライミング運転も行えるエコモードを追加し、排出ガスゼロ状態で自動保守運転が行えます。また、通常の自動保守運転よりも短い時間を設定できます。このように弊社では環境に配慮した発電設備の設計製作を心がけております。(CO₂排出量削減効果大。)

5 低温時も安心

低温時(−5℃以下)、および建築基準法に対応する10秒スタートのための冷却水保温ヒータ又は常時予熱回路を装備しました。オプションにて−15℃、−30℃対応致します。

6 マイコン制御(運転履歴表示回路内蔵)

EAC(エンジン発電機自動制御装置)の採用と操作面のタッチパネル化により、信頼性・操作性が一段と向上致しました。運転・故障履歴の確認ができます。

法規について

消防法は特定防火対象物および新規建築物について、それぞれの基準により、スプリンクラーなどの防災設備と、それを働かせる非常用電源の設置を義務づけております。

● 法規により非常用電源が必要な設備
〔自家発電設備の適応負荷〕

〈建築基準法関係〉

排煙設備

非常用の照明装置 ※1

非常用の排水設備

非常用エレベータ

防火戸・防火シャッター等

防火ダンパー等・可動防煙垂れ壁

〈消防法関係〉

屋内消火栓設備

スプリンクラー設備

水噴霧消火設備

泡消火設備

二酸化炭素消火設備

ハロゲン化物消火設備

粉末消火設備

屋外消火栓設備

排煙設備

連結送水管

非常コンセント設備

ガス漏れ火災警報設備 ※2

誘導灯 ※2

※1: 地下道(地下街)のみ、特殊建築物及び一般建築物は蓄電池設備と併用

※2: 蓄電池設備と併用

■ 〈法定で定める点検の基準〉

	対象物	点検の内容	点 検				
			監 督	点 検 者	期 間	報 告	基 準
電気事業法	すべて	日常巡視 日常点検 定期点検 精密点検	選任された電気主任技術者	関係者	保安規定による	—	保安規定
建築基準法	特定行政庁が指定するもの	外観点検、 機能点検等		建築士又は 建築設備 検査資格者	特定行政庁が 定める期間 (おおむね) (6ヶ月から) (1年に1回)	特定行政庁が 定める期間 (おおむね) (6ヶ月から) (1年に1回)	建築設備 定期検査 業務基準 指導書 (建築指導課) (監修)
消 防 法	特定防火対象物 で延べ面積が 1000㎡以上の もの	作動点検		消防設備 点検資格者 (自家用発電 設備専門技 術者の資格 を併せ有す る者)	6ヶ月 (作動点検) (外観点検) (機能点検) 及び 1年 (総合点検)	1年に1回 (特定防火) (対象物)	点検基準 (告示) 点検要領 (通達)
	防火対象物で消 防庁又は消防署 長が指定するも の	外観点検 機能点検 総合点検			3年に1回 (防火対象物)		
	上記以外の防火 対象物		関係者				

消防法の規定に基づき所轄消防署に報告義務があります。

法定点検に関しましては

東京電機機器サービス株式会社

〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9

TEL. 03-3837-3246 (代表) FAX. 03-5807-5366

に御用命ください。

<http://www.tokyodenki.co.jp>



東京支店 〒101-0021 東京都千代田区外神田6-15-9
TEL : 03-3832-4261(代表) FAX : 03-3832-4266

仙台営業所 〒980-0821 宮城県仙台市青葉区春日町7-32
TEL : 022-398-6422 FAX : 022-398-6423

つくば営業所 〒305-0003 茨城県つくば市桜三丁目11番地1
TEL : 029-883-1000 FAX : 029-883-1001

大阪営業所 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島5-14-5
TEL : 06-4862-5700 FAX : 06-4862-5701

札幌出張所 〒062-0935 北海道札幌市豊平区平岸5条7-5-12
TEL : 011-827-5943 FAX : 011-827-5944

埼玉出張所 〒333-0835 埼玉県川口市道合473-7
TEL : 048-286-2516

山梨出張所 〒400-0862 山梨県甲府市朝気1-3-19
TEL : 055-236-2100 FAX : 055-269-7210

広島出張所 〒732-0052 広島県広島市東区光町2-9-24
TEL : 082-263-6233 FAX : 082-261-2562

本社・工場 〒305-0003 茨城県つくば市桜三丁目11番地1
TEL : 029-857-4341(代表) FAX : 029-857-6425

保守・メンテナンス担当
東京電機機器サービス株式会社

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-15-9
TEL : 03-3837-3246(代表) FAX : 03-5807-5366

- ご使用の前に「取扱説明書」をよくお読みの上、正しくお使いください。
- この製品については、消防法の規定に基づき報告義務があります。
- この製品の取り扱い及び法的点検は有資格者が行ってください。
- このカタログに記載されている内容は予告なく変更することがあります。